

保守点検・清掃・法定検査

1. 保守点検

知事（新潟市は市長）の登録を受けた浄化槽保守点検業者によって行われます。

定期的な点検が必要です。

※回数は大きさや処理方式により異なります。



2. 清 掃

「浄化槽清掃業」の許可を市町村長から受けた業者によって行われます。

年に1回以上

浄化槽内の汚泥等の引き出し、
調整、装置の洗浄等を行います。



3. 法定検査

浄化槽の維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能がきちんと確保されているかを確認するのが、「法定検査」です。「保守点検」「清掃」とは別に、定期検査を年に1回必ず受けなければなりません。